

平成29年度答申第17号

平成29年10月11日

諮問番号 平成29年度諮問第11号（平成29年6月23日諮問）

審査庁 法務大臣

事件名 死亡届書の記載事項証明書交付請求に対する不交付決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 事案の経緯

- (1) 審査請求人X（以下「審査請求人」という。）は、平成29年3月16日、A地方法務局B支局長（以下「処分庁」という。）に対し、戸籍法（昭和22年法律第224号。以下「法」という。）48条2項に基づき、父親であるPの死亡原因及び入院していた時の状況を知りたい、そのために医師に会いたいとの趣旨の請求事由を記載した戸籍届書閲覧・記載事項証明請求書（以下「本件請求書」という。）を提出して、Pに係る死亡届書（以下「本件死亡届書」という。）の記載事項証明書の交付請求（以下「本件交付請求」という。）を行った。
- (2) 処分庁は、平成29年3月24日、審査請求人が本件請求書に示した請求事由では、法48条2項の「特別の事由」がある場合に該当せず、審査請求人が同項の要件を満たしていることを確認することができないとして、本件死亡届書の記載事項証明書を交付しない旨の決定（以下「本件不交付決定」という。）をし、同日付けで審査請求人に対しその旨の決定書を交付した。

(3) 審査請求人は、平成29年3月25日付けで、審査庁に対し、本件不交付決定処分を取り消すことを求めて審査請求した。

(4) 審査庁は、平成29年6月23日、当審査会に対して、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問した。

以上の事案の経緯は、審査請求書、弁明書、本件請求書、上記(2)の決定書及び諮問説明書から認められる。

2 関係する法令の定め

法48条2項は、利害関係人は、特別の事由がある場合に限り、届書その他市町村長の受理した書類の閲覧を請求し、又はその書類に記載した事項について証明書を請求することができる旨規定する。

3 審査請求人の主張

母、兄及び妹が、Pの入院していた病院及び墓の位置も教えてくれず、Pに関する情報が得られないので、死亡届及び死亡診断書を見る必要があり、本件は「特別の事由」がある場合に当たる。

それにもかかわらず、本件死亡届書の記載事項証明書を交付しないこととした本件不交付決定には裁量権の逸脱があり、違法な処分であるので取り消してほしい。

第2 審査庁の諮問に係る判断

諮問に係る審査庁の判断の概要は以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

1 戸籍実務上、法48条2項の「特別の事由」は、「戸籍又は除籍に記載されていない届出事項であって、届書類及びその添付書類の閲覧又は証明を得なければ判明しない事項であって、これを利用しなければ、利害関係人として意図する権利行使ができない場合」をいうとして解釈・運用されている（以下、法48条2項の「特別の事由」に関する当該解釈を「本件解釈」という。）。

このような戸籍実務の運用は、利害関係のみならず、「特別の事由」まで求めている法48条2項の規定ぶり、戸籍の記載事項について戸籍簿等の公開により公証するという戸籍制度上の要請及び届出人のプライバシー保護の観点等からすると正当なものとして是認することができる。

2 審査請求人は、「特別の事由」がある旨主張するが、その請求事由は、要するに「医師と話して父親の入院時の状況や死因を知りたい。」にとどまり、証明書を取得することによって意図する権利行使の内容については明らかにされていない。また、審査請求人が、「特別の事由」に関するその他の事情

を処分庁に告知した事実も認められず、処分庁から「その他の事情」について尋ねられても回答しなかった。そうすると、処分庁において、本件交付請求につき「特別の事由」があると認めることはできなかったものと認められ、本件不交付決定は妥当である。

第3 当審査会の判断

当審査会は、平成29年6月23日、審査庁から諮問を受け、同年7月4日、同年9月7日、同月28日及び同年10月6日の計4回の調査審議を行ったほか、審査庁から同年7月13日付けの主張書面の提出を受けた。

なお、審査請求人に対し、主張書面又は資料の提出期限を平成29年7月12日とする旨通知したが、期限までにいずれも提出はなかった。

1 審理員の審理手続について

当審査会に提出された諮問説明書によれば、本件審査請求に関する審理員の審理の経過は以下のとおりである。

(1) 審理員の指名

審査庁は、平成29年3月30日、本件審査請求を担当する審理員として、民事局付のQを指名し、同日付けて、その旨を審査請求人及び処分庁に通知した。

(2) 審理手続

ア 審理員は、平成29年3月31日、処分庁に対し、審査請求書の副本を送付するとともに、同年4月21日までに弁明書を提出するよう求めた。

イ 処分庁は、平成29年4月17日付けて、審理員に対し弁明書及び資料を提出した。

ウ 審査請求人は、平成29年4月24日付けて、審理員に対し、反論書を提出した。

エ 審理員は、平成29年5月12日付けて、審理関係人に対し、審理を終了した旨並びに審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期が同月26日である旨を通知した。

オ 審理員は、平成29年5月26日付けて、審査庁に対し、審理員意見書及び事件記録を送付した。

以上の審理員の審理手続については、特段違法又は不当とみられる点はない。

2 本件不交付決定の適法性及び妥当性について

(1) 審査請求人の法48条2項の「利害関係人」該当性について

審査関係人の間において、審査請求人が法48条2項の「利害関係人」に該当することについて争いはない。加えて、資料（弁明書及び本件請求書）によれば、審査請求人は、本件交付請求に当たり、本件死亡届書に係る届出事件の本人の実子として、戸籍・除籍謄抄本及び運転免許証を提示し、処分庁は、これらにより本人確認を行った上で、「利害関係人」に該当すると判断したこともうかがわれるから、審査請求人は本件死亡届書の記載事項証明書の交付請求に係る「利害関係人」に該当するものと認めるのが相当である。

(2) 請求事由の法48条2項の「特別の事由」該当性について

ア 前記第1の2（関係する法令の定め）のとおり、法48条2項は、利害関係人は、「特別の事由」がある場合に限り戸籍届書の閲覧又はその記載事項についての証明書の交付（以下「閲覧等」という。）を請求することができる旨規定するが、「特別の事由」の具体的内容については一義的に明らかとはいえない。

そこで検討するに、戸籍制度は日本国民の親族的身分関係を登録し、これを公証する制度であり、戸籍謄本等に記載されている事項以外の事項については、届出に係る審査等のための情報にすぎず、公証することを前提としていない。このことは、戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）の附録第14号様式の死亡届及びその添付書類とされている死亡診断書（死体検案書）の様式において、死亡地の地番、死亡時の世帯の主な仕事、死亡人の職業・産業等のほか、届出人の住所、本籍及び署名、死亡の原因、死因の種類（病死、外因死等）、診断（検案）した医師の氏名等の事項を記載するものとされ、これらの事項が、一般に知り得る情報でなく個人の秘密に関するものであることに鑑みても明らかである。そして、法48条2項の規定は、この種の事項が記載されている死亡届ないし死亡診断書につき、個人情報保護の観点から、原則として何人にもその閲覧等をさせず、例外的に、利害関係人に閲覧等をさせることが客観的にみて是非とも必要となるような特段の事情が現実に存在する場合に限ってそれを認めているものと解される。

以上のような見地からすれば、前記第2の1記載のとおり、「特別の事由」の意義に関し、「戸籍又は除籍に記載されていない届出事項であって、届書類及びその添付書類の閲覧又は証明を得なければ判明しない事項であって、これを利用しなければ、利害関係人として意図する権利行使ができない場合」がそれであるとする本件解釈には、相応の合理性があるものと

いうべきである。

イ そこで、本件解釈を前提として、更に「特別の事由」の具体的内容について検討するに、審査庁が審査の基準として引用している「戸籍法第48条第2項の特別の事由について」（法務省民事局民事第一課法規係長大西勇、戸籍第898号（平成26年5月号））によれば、本件解釈の適用の具体例として、①法令によって届書類の証明書の提出が義務付けられている場合、②国又は地方公共団体の職員が職務上必要とする場合、③戸籍訂正申請又は身分行為の無効確認の裁判若しくはその前提として届書類の記載事項を確認する必要がある場合等の身分上の権利行使のため必要とする場合、④外国人に関する届書類のように他の方法で身分関係を証明することができない場合、⑤出生、死亡に関する証明書を必要とする場合で病院等においてカルテが法定保存期間の経過により廃棄されており他に証明が得られない場合、⑥その他証明書を必要とすることが特に認められる場合が挙げられているほか、自己の身体の健康を保護される利益として、一定の疾患を有する者が入院するに当たり、その疾患の遺伝的背景を調べるために実兄の死亡届記載事項証明書の交付を認めた事例が挙げられていることがそれぞれ認められる。

これらの戸籍実務の実情を踏まえると、「特別の事由」については、本件解釈を前提としつつも、必ずしも給付金等の財産上の請求権の行使に必要な場合に限定して解すべきものではなく、生命及び身体に関し保護されるべき正当な利益がある場合についても、これを認める余地があるものと解される。

ウ しかしながら、本件において、審査請求人は、本件交付請求の際、本件請求書に、親族が知らせてくれなかったPの死亡原因や入院時の状況を知りたい、医師に会うためなどと記載しているものの、審査請求人が何らかの権利行使を行うため本件死亡届書の記載事項証明書が必要であるとか、それが交付されなければ審査請求人の生命又は身体に関する利益が害されるおそれがあるなどの、「特別の事由」に該当し得るような事情を何ら記載していない。また、審査請求書においても、審査請求の理由として上記請求書と同様の主張をしているにとどまる。さらに、処分庁からの弁明書に対する反論書においても、審査請求人の場合は「特別の事由」に当たるので交付請求ができる旨主張するだけで、その具体的内容については何ら明らかにしていない。

そうすると、本件においては、本件解釈及び戸籍実務の実情に照らしても、審査請求人から、「特別の事由」に該当し得る事情が示されていないものというほかなく、本件交付請求につき「特別の事由」があるとは認められない。

(3) したがって、本件不交付決定が違法又は不当であるとはいえない。

3 結語

以上によれば、本件審査請求は棄却すべきであるとした審理員の判断及びこれと同旨とする審査庁の諮問に係る判断は、結論として妥当というべきである。よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	戸	塚	誠
委	員	小	早川	光郎
委	員	山	田	博